

看護人材養成に係る要望書

「With コロナ」下での看護教育の質保証と新人看護職の就業支援のために

看護未来塾はこれまで、「COVID-19 への看護未来塾からの提言」（4月22日付）、「新型コロナウイルス感染症患者の命を守るために」（4月27日付）、「新型コロナウイルスの感染症から在宅・施設の介護崩壊を防ぐために」（6月22日付）という緊急提言・要望書を関係各界に提出してきました。

新型コロナウイルス感染拡大により、年度はじめの4月からほとんどの看護教育機関では対面による講義、演習、実習が中止あるいは延期され、全学年の学生の科目履修に多大な影響を及ぼしました。非常事態宣言が解除され、一時は全国的な感染拡大は収束に向かっているように見えてましたが、7月中旬以降、東京都をはじめ愛知県、大阪府など大都市圏で連日新規感染者が増え、全国的に感染が広がりつつあります。第2波の到来も否定できず、予断を許さない状況です。

この間、多くの看護教育機関は、中止された臨地実習を補完する学内実習プログラムの実施、オンライン授業のための設備の整備や教材作成、行動自粛中の学生への個別的な支援など学生が教育上不利益を被らないようあらゆる努力をしてくれています。しかし、個々の教育機関の努力だけでは限界があります。国民に対して医療崩壊を防ぎ、医療の質を保証するためには、毎年必要な看護職を供給していかなければなりません。看護基礎教育には、国民の健康と生活を守るために、どのような状況でも教育の質を落とさずに安定的に看護人材を輩出していくという重要な役割があります。どのような感染症も、たとえワクチンや治療薬があったとしても「感染者0」を達成することは難しく、ましてやパンデミックを起こしている新型コロナウイルス感染症は、ワクチンや治療薬の開発・普及もすぐには望めない状況です。したがって、中長期的に「With コロナ」を前提とした社会システムや個人の生活のあり方を構築していく必要があります。

そこで、「With コロナ」状況下での看護基礎教育の体制整備を迅速に進め、学生が教育上の不利益を被ることのないように、また安心して看護の仕事に就くことができるように、次のことを要望します。

1. すべての新人看護職に対する卒後研修の保障について

- 1) 2020年度の入学生が卒業して就業する年度までの期間、またはワクチンが開発されて普及するまでの間、すべての新人看護職に対して卒後研修を保障することを要望します。
- 2) 卒後研修の保障にあたっては、地域の中核的な医療機関や職能団体等に卒後研修センターを設置し、教育・指導に専従できる看護職と事務を担当する職員を配置することを要望します。
- 3) 新型コロナウイルス感染症対策のために保健所での実習が困難であったことから、保健師の新人教育についても地方自治体と都道府県看護協会等の連携のもと保障されることを要望します。
- 4) 卒後研修センターの運用、教育指導プログラムの策定やその実施等については、その地域の看護系大学の設備・人材の活用も視野に入れ、看護系大学と連携・協働して進めることを要望します。

以上の施策のために、来年度から新型コロナウイルス感染症へのワクチンや特別な治療法が確立し、医療崩壊のリスクが軽減するまでの間、特別な予算措置が行われることを要望します。

<要望理由>

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国のほとんどの看護教育機関では実践現場での看護実習が中止に追い込まれました。非常事態宣言解除後に、徐々に実習が再開できるようになってきましたが、実習を断られるケースも多発し、各教育機関は依然として新たな実習施設の開拓や実習の代替となる学修方法を工夫して実施する等の対応に追われています。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大による実習中止の影響は、今年度が最終学年である学生だけでなく、すべての学年の教育に及んでいます。実習の中止や休講等により例年に比べて授業の実施時間が短縮されたり、修業が遅れたりする事態が生じています。

厚生労働省は、2020年2月28日付と2020年6月1日付の2回にわたって「新型コ

コロナウィルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」と題する事務連絡を発出しています。それによると、実習に代えて演習や学内実習等を行ったり、授業実施期間が短縮されたりした場合でも、必要な単位もしくは時間を履修して卒業した者については従来どおり国家試験受験資格が認められるが、この取扱いは、教育内容の縮減を認めるものではないので、時間割の変更、補講授業、オンライン授業等によって必要な教育が行われることが求められています。

修業期間を延ばさない限り、通常より短縮した教育期間内で必要な単位を履修できるようにするためには、教員も学生も余裕のない教育/学習を行うこととなります。各教育機関は全学年の学生が必要な知識や技術を学び、卒業時の到達目標を達成できるようにカリキュラム全体の見直しを行い、学生が教育上の不利益を被ることのないように鋭意対策を講じています。しかし、各教育機関や個々の教員たちの努力だけでは、教育の質を維持するのに限界があります。特に実習時間の短縮が求められ、学内演習等の代替授業で実習を行なっている場合には、卒業生にとっても自らの実践能力に不安を抱えたまま就業することになる可能性も否定できません。

また、新型コロナウイルス感染拡大においては、感染者を受け入れているか否かにかかわらず、多くの病院で新人看護職の教育・指導ができなくなり、看護職が不足しているにも関わらず、新人看護職の自宅待機という事態も生じていました。現場の看護職にとって新人看護職の教育・指導は大きな負担となっています。一方、新人看護職の離職理由の高位に「自分の実践能力に自信がなく医療過誤を起こす不安があるため」ということが挙げられていることから、新人看護職にとって十分な卒後研修が受けられることは就業継続に不可欠です。

今回のコロナ禍によって看護基礎教育の修業期間内において実際の看護現場で十分な実習経験を積めないまま卒業する新人看護職にとって、就業先での研修は患者安全の観点から、また看護職として仕事を継続していく上でも今まで以上に重要だと考えます。新たな職員を迎える4月から7月までの病院等看護部の新人教育の負担はこれまでもありましたが、それに加えて今回のコロナ禍においては、職場内での看護職の急な移動なども発生し、看護職の負担は感染者受け入れ病棟、一般病棟を問わず増大しています。そのため、新人看護職に対する卒後研修の保障にあたっては、研修に専従できるスタッフの配置はもちろんですが、卒業生を輩出している教育機関からも人材や設備・機器を投与し、この取り組みが実質的に実現できる体制の構築が必要と考

えます。

2. 臨地実習の再開にあたって感染防止対策を充実させることについて

- 1) 臨地実習で学生が用いる防護具の整備のための国・地方自治体による予算措置を要望します。
- 2) 臨地実習に行く前の学生への PCR 検査の実施体制の整備とそのための費用の予算措置を要望します。
- 3) 新型コロナウイルス感染症のワクチンが開発された際には、実習に臨む看護学生を医療職に準じた扱いとして優先投与への配慮を要望します。

<要望理由>

看護基礎教育における臨地実習は極めて重要な学習科目です。学内で学習し身につけた専門知識と技術を実際の看護状況に適用し、必要な看護ケアを計画・実践できる力をつけるためにはリアルな看護現場での実践的な訓練は欠かせません。患者・家族や患者に関わる様々な職種とのコミュニケーションや、看護専門職としての態度、自己の看護観の醸成などは実際の看護現場での体験を通してより確実に培われます。医師と違って、卒後臨床研修が義務化されていない看護職の場合には、基礎教育期間において、患者を受け持ち、責任を持って看護を計画し実践する体験は学生にとって生涯にわたって看護の仕事が続けていく動機付けとなる重要な学習機会であり、欠くことのできない科目です。そのため、多くの教育機関では「With コロナ」を前提として、実習再開に向けて、感染防止対策や教育内容の調整を始めています。また、実習施設も新型コロナウイルス感染症への対応に追われる中においても後輩となる看護学生の実習を受け入れるために尽力されており、実習施設に対する実習指導の支援が必要です。

新型コロナウイルス感染症のワクチンも治療薬もない状況下で実習を実施するにあたっては、感染防御をもって当たるしかありません。実際、臨床現場からは実習直前の2週間の学生の自粛生活（対人関係のあるアルバイトの制限、新生活様式など）が求められ、時には同居家族の健康状態の情報の提供まで求められています。教育機関は多様な実習現場の要請に応えるべく努力をしています。

しかし、多様な場で、様々な患者や家族と接してケアを行う実習では飛沫が生じるような濃厚接触の状況も多発し、相応の防護具が必須となります。学生の防護具装着は、学生自身の感染防止だけでなく患者の安全を守るためにも重要です

また、病院の入院患者や訪問看護の対象者に占める高齢者の割合は高く、若い年代層の感染者が増えている現状においては、万が一学生が感染していた場合、高齢患者への感染と重症化のリスクは極めて大きいものがあります。実習の受け入れを再開した実習施設でも、三密を避けるために学生の実践現場の滞在時間を制限しているところもあります。看護ケアの提供は対象者のそばで、直接触れたり、会話をしたりすることによって行われるものであり、滞在時間の制限は、学生のケア提供の機会を減らしてしまい、実習の効果を減少させることとなります。そのため、実習を行う前に、学生が新型コロナウイルスに感染していないことを確認し、学生と対象者双方にとって安心できる実習を保証するために、PCR 検査または抗原検査や抗体検査を受けることは極めて重要であると考えます。現在のところ学生が実習前に PCR 検査のできているところはあるのですが、数は少なく、経費の負担は教育機関や学生本人に課されている状態です。

さらに、今後ますますヘルスケアニーズが増大する高齢社会において、必要な看護職を安定的に輩出していくためにも、実習に臨む看護学生も医療職として扱い、ワクチン投与が優先して行われることを希望します。マンパワーの供給量の減少は、必要な時に必要なケアサービスを提供できない状況を生じさせ、医療崩壊にもつながります。「With コロナ」下で臨地実習を安全に実施するための感染防止対策および教育体制の整備を要望します。

以上